

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
当たる翌日)

昭和三十八年十一月三十日

## 三 廃川敷地の位置

東伯郡東郷町大字方地字下田 一、〇五〇の二番地先から

字二清水一、〇五一の一番地先まで

## 四 廃川敷地の種類及び数量

河川区域内の土地 一一二・五平方メートル

## 目次

## ◇告示

廃川敷地の発生

健康保険法による保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定

土地の立入りの許可

基本測量を実施する旨の通知

公共測量を終了した旨の通知

地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十年度における事業計画

## 鳥取県告示第三百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号番号	登録年月日
----	---------	-------

菊川 寿子	鳥取市立川町五丁目六	鳥医一一三六
-------	------------	--------

山口 富二雄	米子市愛宕町七	鳥歯二四九
--------	---------	-------

## 鳥取県告示第三百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

鳥取県告示第三百九十一号	告示
河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のように告示する。	
昭和四十年七月三十日	
一 河川の名称 舎人川	鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗  
氏名住 所登録の記号番号 登録年月日

瀧崎 姦男 倉吉市宮川町一二 鳥医一一三八 昭和四十年七月二十日

**鳥取県告示第三百九十四号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和四十年 上原産婦人科医院 倉吉市塙町二丁目九二六の 上原 崇義

**鳥取県告示第三百九十五号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起業者の名称

中國電力株式会社

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による電気事業の用に供す

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 立ち入ろうとする土地の区域  
米子市米原、両三柳、河崎、富益、和田  
境港市新屋、高松、竹内、福定、中野、上道、馬場崎町

四 立ち入ろうとする期間  
昭和四十年八月一日から昭和四十一年六月三十日まで

**鳥取県告示第三百九十六号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（菱形基線測量）

二 作業期間 昭和四十年八月 三日から

三 作業地域 倉吉市

東伯郡三朝町

**鳥取県告示第三百九十七号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示す

る。

昭和四十年七月三十日

鳥取県知事 石 破

二 朗

通信地図修正測量

一 作業種類  
二 作業地域

東伯郡東伯町

西伯郡中山町、名和町、伯仙町、日吉津村、淀江町、大山町

米子市

三 終了年月日 昭和四十年五月二十五日

## 鳥取県告示第三百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者称 調査地域 調査期間 摘要

米子市	米子市	下坂本、重高、常松、下光本、宝木、奥沢見、羽合町、浅瀬、水下、上	昭和四十一年七月三十一日から昭和四十一年三月三十一日まで	換算面積 三・〇一平方キロメートル
安倍、彦名町、東福原、西福原	東福原	"	"	換算面積 一・九〇平方キロメートル
米子市	米子市	"	"	換算面積 二・七二平方キロメートル